

熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第34号

熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年熱海市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第1項及び第8条第1項並びに同法施行令」を「及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改め、「第1条及び第3条」を削る。

第4条第2項中「同順位の祖父母については、」を「、同順位の祖父母については」に改める。

第10条中「又は」を「、又は」に改める。

第12条第2項中「なければならぬ」を「なければならない」に改める。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。